

8月は 児童扶養手当・特別児童扶養手当の 「現況届」提出月です



児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は毎年必要書類を添えて「現況届」の提出が必要となっております。提出がなかった場合は、手当の支給が差し止められることがありますので、ご注意ください。対象の受給者へは文書にて通知を行いますので、必ずご確認ください。※こども課は7月21日(火)より2階へ移動しています。

■児童扶養手当

離婚などにより父または母と生計を共にできない児童を養育する方、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童を養育する方に支給する手当

【受付期間】8月3日(月)～8月31日(月)

※児童扶養手当は、「現況届」と一緒に「母子父子家庭等医療費助成の現況届」についても確認します。

■特別児童扶養手当

身体や精神に一定程度の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に支給する手当

【受付期間】8月12日(水)～9月11日(金)

問 こども課 ☎ 889-7028

令和8年度就学義務免除者などの中学校卒業認定試験の案内

令和8年度中学校卒業認定試験についてのお知らせ

【試験日】令和8年10月15日(木)

【試験場所】県教育庁3階会議室

【試験科目】国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

【願書配布期間】令和8年6月22日(月)～

令和8年8月21日(金)

【願書受付期間】令和8年6月22日(月)～

令和8年8月21日(金)

※令和8年8月21日(金)までの消印のあるものは有効

【場所】市町村教育委員会・教育事務所・関係機関にて配布

【対象】右記の(1)から(4)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 就学義務猶予免除者であった者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、令和9年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者
- (3) 令和9年3月31日までに満16歳以上になる者((1)および(4)に掲げる者を除く)
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者

※なお、すでに高等学校入学資格を持っている者の受験は認めない。

【申込方法】願書提出

問 県教育庁義務教育課 ☎ 866-2741

ご存じですか? 成年後見制度

◆成年後見制度とは?

認知症、知的障がいもしくは精神障がいなどで判断能力が不十分な人の日常生活を法的に保護するしくみです。

※将来判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく「任意後見制度」もあります。

◆後見人の役割は?

財産の管理や、契約の代理・取り消し、介護サービスや医療機関との契約などを行い、本人が安心して生活を送れるようサポートします。

◆後見人はどうやって決めるの?

家庭裁判所が、本人にとってどのような保護や支援が必要なのかを考慮して、家族や法律・福祉の専門家(司法書士、弁護士、社会福祉士)などから適任者を「後見人」に選任します。

◆成年後見制度はどうやって利用するの?

本人や配偶者、4親等内の親族などが、家庭裁判所に申し立てを行い、申し立て後約2～4か月で支援が開始されます。

たとえばこんなとき

- ・認知症の母が知らないうちに不要なリフォームの契約をしてしまっている
- ・成人した娘に知的障がいがあり、親である自分たちが高齢になった後が心配
- ・身寄りのない認知症の方が財産管理や施設への入所ができない

※成年後見制度が必要と思われる方で、身寄りのない方、親族と音信不通の場合なども、ぜひご相談ください。

問 福祉課(役場2階)【65歳以上の相談】地域包括支援センター ☎ 889-3534

【障がい者の相談】障がい福祉班 ☎ 889-4416



司法書士 佐久川 聡

無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

裁判事務手続き ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎ 098-889-8831

業務時間
平日: 9:00～18:00
休日: 土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。